

## 『個人情報保護法について』

個人情報保護法が平成17年4月1日から施行されることになりました。この法律の施行後皆様方に個人情報保護法という言葉が記載された書類が多数送られてきているのではないのでしょうか。そこで、なぜそのようになったかを説明したいと思います。

現在IT化が進み、大量の個人情報がコンピューターにより処理されるようになり、これにより、個人の情報が不適切に取り扱われると、本人の気付かないうちに個人の権利が侵害される可能性が高くなりました。そこでこのような侵害から個人の権利利益を守るため、個人情報を取得、利用する者に対し一定のルールを課することになりました。これが個人情報保護法で、個人の情報を取得し、利用する者に対し、法は次の義務を課しています。

① 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は利用目的をできるだけ特定しなければなりません。

② 利用目的の制限

個人情報取扱事業者は、一定の例外を除いて、あらかじめ本人の同意なく、利用目的の達成に必要な範囲をこえて、個人情報を利用してはなりません。

③ 適正な取得

個人情報取扱事業者は、不正な手段を用いて個人情報を取得してはなりません。

④ 利用目的の通知又は公表

個人情報取扱事業者が個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、すみやかに本人に利用目的を通知又は公表しなければなりません。

⑤ 利用目的の変更

個人情報取扱事業者は、変更前の利用目的と相当の関連を有する合理的に認められる範囲内であれば、利用目的を変更することができます。ただし、それを本人に通知又は公表しなければなりません。

なお、個人情報取扱事業者は、過去6ヵ月以内のいずれかの日において特定の個人の数が5000人を超える個人情報をもつ者をいいます。

この個人情報取扱事業者がこれらの法律に違反した場合、その者は主務大臣から中止の勧告を受け、さらに中止の命令等が出されていてそれに従わなかった場合には、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金で処罰されることがあります。

いろいろな事業者から皆様のところへ送られてくる書面の多くは、このうちの利用目的の通知のためのものです。また通知、公表していた利用目的をこえた利用をする場合、個人データを第三者に提供する場合には、原則として皆様の同意を得ることが必要となりますので、事業者はその同意を得るため皆様に署名なり判を求めることがあります。

個人の情報が悪用されないためには、なにより皆様自身が自分の情報を管理していくことが必要です。